## 新津南高等学校長 様

学習用モバイルルータ等貸与に係る借受希望書 兼 同意書

申請者	(利用者)	年	組	番	
	(住所)				
	(氏名)				

新潟県立新津南高等学校学習用モバイルルータ等貸与要領第5条第1項(又は第3項)の規定により、下記のとおり学習用モバイルルータ及びその付属品を借用したいので、希望します。

また、実際に貸与を受ける場合は、学習用モバイルルータ等貸与に係る遵守事項を 守ることを誓約します。

記

## 1. 借用物品

	品目	数	備考
借用	学習用モバイルルータ	1	
物品	充電用機器	1	
借用	令和3年度		
年度	77413千度		

## 2. 保護者記入欄

私は、利用者が負担すべき県及び学校に対しての以下の債務について、利用者と 連帯して負担することを保証します。

- 貸与物品の破損、汚損、紛失、盗難等に係る本体代金の弁償費用
- ・ 貸与物品の返却遅延に係る価額の弁償費用

保護者署名

## 学習用モバイルルータ等貸与に係る遵守事項

- 1 利用者は、貸与物品について細心の注意をもって管理しなければならない。
- 2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸与物品を他者(当該貸与者の家族を含む。)に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
  - (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
  - (5) 貸与物品を利用し、他者に対して危害を加えること。
  - (6) その他、貸与物品の利用において、貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、上限データ量(5GB/日)を超えて使用しないように努め、上限データ量を超 えた場合の速度制限を受忍するものとする。
- 4 利用者は、校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 5 利用者は、貸与物品の使用にあたり、自宅等の学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費を負担しなければならない。
- 6 利用者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに 学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・損傷届(様式第3号)を校長に提出しなけ ればならない。
- 7 前項の場合において、破損、汚損等で貸与物品が正常に動作しなくなった場合、又は紛失、盗難等により貸与物品が返却できない場合は、利用者がその貸与物品に係る本体代金を弁償しなければならない。
- 8 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に 損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 校長は、貸与物品の貸与期間中であっても、次の事項のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。
  - (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
  - (2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
  - (3) 利用者が、上記2の行為を行ったとき。
  - (4) 利用者が貸与物品に代わる自己のインターネット環境を取得することなどにより、貸与物品が不要になったと認められるとき。
  - (5) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 10 利用者は、貸与期間終了日の翌朝10時までに、業者が指定した梱包材に梱包し、ポストに投函して、貸与物品を返却しなければならない。
  - また、返却後速やかに担任教諭宛に返却を完了した旨を報告しなければならない。
- 11 利用者は、上記9の事項により貸与決定の取消しを受けた場合は、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 12 利用者が、貸与物品を上記 10 及び 11 の事項における返却日までに返しない場合は、利用者は貸与物品の返却の遅延に係る価額を弁償する責任を負う。
- 13 その他学習用モバイルルータ等の利用に関しては、校長の指示に従わなければならない。